

受任調整会議について

1. 経過

市は成年後見支援センターの委託業務の一部として「受任調整会議」の開催及び統括を委託している。しかしながら、昨年1年間の受任調整会議において、会議の目的や権限のあり方、協議結果の取扱い方法について疑義が提起されている状況にあった。

2. 変更内容

a 「受任調整会議」協議内容の取り扱い

これまでの受任調整会議での協議は、社会福祉協議会内部での決裁後、申立時の候補者推薦の判断材料としている。

今後は、受任調整会議で協議された本人の生活状況や候補者推薦への検討経過について後見人選任の参考資料として家庭裁判所に「意見書」等で進言できるような方法を検討する。

○利用者に寄り添った運用

家庭裁判所が後見等を開始する場合には、本人の生活状況等を踏まえ、本人の利益保護のために最も適切な後見人を選任することができるようにするための方策を検討する

○後見人の選任における配慮

家庭裁判所において適切な後見人を選任できるよう、本人を取り巻く支援の状況等を家庭裁判所に的確に伝えることができるようにするための検討を進める。

<成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成28年法律第29号）、

成年後見制度利用促進基本計画より一部抜粋>

b 「受任調整会議」の目的、会議内容及び構成員について

成年後見支援センター受任調整会議の設置要綱

現行	案
<p>(目的)</p> <p>センターに相談のあった個別案件のうち法人後見または市民後見人が受任すべき事例について協議・検討することを目的とする。</p> <p>(会議内容)</p> <p>①法人後見を受任することの可否 ②市民後見人が受任することの可否 ③その他目的達成のために必要な事項</p> <p>(会議の構成)</p> <p>①札幌弁護士会苫小牧支部 ②苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会 ③社会福祉法人苫小牧市社会福祉協議会理事 ④苫小牧市福祉部</p>	<p>(目的)</p> <p>センターに相談のあった個別案件のうち成年後見制度の利用を視野に対応すべき事例について、協議・検討することを目的とする。(親族候補者を除く。)</p> <p>(会議内容)</p> <p>①個別案件について、情報を共有すること ②成年後見制度の適否に関すること ③後見事務に関すること ④成年後見人等候補者の調整に関すること ⑤その他目的達成のために必要な事項</p> <p>(会議の構成)</p> <p>① 専門職団体（弁護士会・司法書士会・行政書士会・社会福祉士会） ② 苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会 ③ 苫小牧市福祉部</p>